

9-1 社 債

1【総 則】

1. 定 義(会法2①二十三)

社債とは、会社法の規定により会社が行う割当てにより発生するその会社を債務者とする金銭債権であって、会社法676条各号に掲げる事項についての定めに従い償還されるものをいう。会社法では、株式会社以外の会社でも社債を発行できる(会法676以下参照)。

2. 社債と株式の異同

	株 式	社 債
定 義	・細分化された割合的単位の形をとる株式会社の社員たる地位。	・会社法の規定により会社が行う割当てにより発生するその会社を債務者とする金銭債権であって、会法676各号に掲げる事項についての定めに従い償還されるもの
共通点	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券を発行することができる(会法214、会法676六) ・一般公衆から多額の長期資金を調達できる ・細分化された割合的単位の形をとる ・ともに打切発行が認められている(会法676①十一、会法362④五) ・公開会社では、取締役会決議により発行できる(会法201①、会法362④五) 	
相違点	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社の社員であって、会社の内部者である ・会社の管理運営に参加できる(会法308条①、会法325) ・分配可能な剰余金が存在する場合にだけ剰余金の配当を受けられる(会法453条、会法461参照) ・原則として償還されない ・会社の解散清算後、剰余財産が存在する場合にだけ、剰余財産の分配を受ける(会法502) 	<ul style="list-style-type: none"> ・単なる債権者に過ぎず、会社の外部者である ・会社の管理運営に参加できない ・分配可能な剰余金の有無に関わらず毎期一定の利息を受けることができる(会法676三参照) ・償還される ・清算手続において、剰余財産の分配に先立って、株主に優先して弁済を受ける

※ 清算株式会社でも募集株式の発行や社債の発行を行うことができる
(会法108③、487②一、489⑥五、491)

3. 株式と社債の接近化

(1) 事実上の接近化

通常株式会社の配当は平準化されており、利益の面では、利益の有無に関わらず毎期一定の利息の支払を受ける社債に、株式が接近していることになる。

また、株式が大衆に公開され、所有と経営が分離しており、経営参加の点でも、経営に参加できない社債に株式が接近化しているといえる。

さらに、社債は償還期限が到来すると償還されるが、社債の多くは償還期限に借換えが行われるため、自己資本に近い資金調達方法になっている。

(2) 株式の社債化

① 配当優先株式(会法108①一)

毎期安定した配当を期待できる点で社債に接近化している。特に、非参加的累積的優先株は、利殖証券性が強い。

② 取得請求権付株式・取得条項付株式(会法108①五、六)

最初から会社による消却が予定されている点で社債に接近化している。

③ 残余財産分配優先株式(会法108①二)

残余財産が存在する場合には、普通株式に優先して分配される点で社債に接近化している。

④ 完全無議決権株式(会法108①三)

原則として会社の管理運営に参加しない点で社債に接近化している。

(3) 社債の株式化

新株予約権付社債(会法2二十二)は新株予約権の行使が前提となっている以上、新株予約権付社債の発行は、潜在的には株式の発行である。

※ 営業年度につき一定額の配当を普通株に優先して受け、さらに、この優先配当を受けたあとの残余の配当について、普通株とともに配当を受けられる優先株を参加的優先株、配当が受けられない優先株を非参加的優先株という。

また、ある年度における配当金が所定の配当金額に達しない場合に、その不足額が累積し、次年度以降の利益から累積した分が優先的に配当される優先株を累積的優先株、不足額が累積しない優先株を非累積的優先株という。

②【募集社債の発行手続】

- 募集事項の決定(会法676、会法348①、会法362④五)
取締役(取締役会設置会社では取締役会決議)の決定で、以下の募集事項を、募集の都度、定めなければならない。なお、執行役に決定を委任することができる(会法416④)。

- 募集社債の総額
- 各募集社債の金額
- 募集社債の利率、
- 募集社債の償還の方法および期限
- 利息支払の方法および期限
- 社債券を発行するときは、その旨
- 社債権者が会法698の規定による請求(記名式と無記名式の転換の請求)の全部または一部をすることができないこととするときは、その旨
- 社債管理者が社債権者集会の決議によらずに会法706①二に掲げる行為(社債全部について訴訟行為または破産、再生、更生、清算手続に属する行為)をすることができることとするときは、その旨
- 各募集社債の払込金額もしくはその最低金額またはこれらの算定方法
- 募集社債と引換えにする金銭の払込みの期日
- 一定の日までに募集社債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、募集社債の全部を発行しないこととするときは、その旨およびその一定の日(打切発行の例外)
- 以上に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2. 募集事項の通知、申込、割当

(1) 募集事項の通知(会法677①④)

募集社債の引受けの申込みをしようとする者に対し、次の事項を通知しなければならない。(これらを記載した金融商品取引法に基づく目論見書を交付している等の場合は不要)。

- ・会社の商号
- ・募集事項
- ・その他、法務省令で定める事項

(2) 申 込(会法677②③)

募集社債の引受けの申込みをする者は、次の事項を記載した書面を会社に交付しなければならない(会社の承諾を得て、電磁的方法による提供も可)。

- ・申込みをする者の氏名または名称および住所
- ・引受けようとする募集社債の金額および金額ごとの数
- ・会社が払込金額の最低金額を定めたときは、希望する払込金額

(3) 割 当(会法678①②)

会社は、申込者の中から、募集社債の割当てを受ける者、その者に割当てる募集社債の金額および金額ごとの数を定め、払込期日の前日までに、申込者に対し、割当てた募集社債の金額および金額ごとの数を通知しなければならない。このとき、会社は、申込者に割当てる募集社債の金額ごとの数を、引受けの申込のあった数よりも減少することができる。

(4) 総額引受の例外(会法679)

募集社債の引受者が総額の引受けを行う場合には、通知・申込・割当の規定は適用しない。

3. 募集社債の申込者(会法680)

募集社債の申込人は割当てを受けた(総額引受をした者は引受けた)募集社債の社債権者となる。

③【社 債 券】

- 社債券の発行(会法676六)
社債券とは、社債を表章する有価証券である。会社は、社債を発行するごとに、社債券を発行するかどうかを決定できる。
会社は、社債券を発行する旨の定めのある社債を発行した日以後遅滞なく、社債券を発行しなければならない(会法696)。
- 社債券の記載事項(会法697)
 - ①会社の商号
 - ②社債券が表章する社債の金額
 - ③社債券が表章する社債の種類
 - ④代表者の署名、または記名押印
- 種 類(会法698)
社債券には、記名式のものと同記名式のものがある。社債権者は、社債の内容として禁止されている場合を除き、いつでも、記名式の社債券を無記名式とし、または無記名式の社債券を記名式とすることを請求することができる。
- 効 力(会法689)
社債券は有価証券であるから、資格授与的効力があり、また、善意取得の適用がある。
- 喪失した場合の取扱い(会法699)
社債券を喪失した場合は、公示催告手続(非訟事件手続法142条)によって無効とすることができ、喪失した者は、除権決定(同法14条1項)を得た後でなければ、再発行を請求できない。

④【社債原簿】

- 社債原簿の作成と記載事項(会法681)
会社は、社債を発行した日以後遅滞なく社債原簿を作成し、次の事項を記載(または記録)しなければならない。
 - ①676条3号から8号までに掲げる事項その他の社債の内容を特定するものとして法務省令で定める事項(以下「種類」という)
 - ②種類ごとの社債の総額および各社債の金額
 - ③各社債と引換えに払込まれた金銭の額および払込の日
 - ④社債権者の氏名または名称および住所
ただし、無記名社債(無記名式の社債券が発行されている社債)の社債権者は除く。
 - ⑤社債権者が各社債を取得した日
 - ⑥社債券を発行したときは、社債券の番号、発行の日、社債券が記名式か、または無記名式かの別および無記名式の社債券の数
 - ⑦前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
- 記載事項を記載した書面の交付等(会法682①)
証券が発行されていない社債の社債権者は、会社に対し、その社債権者について社債原簿に記載(または記録)された事項を記載した書面の交付またはその事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。
- 社債原簿管理人(会法683、684、685)
会社は、社債原簿管理人に社債原簿に関する事務を委託することができる。社債原簿の備置き・閲覧等および社債権者に対する通知等については、株主名簿の備置き・閲覧等および株主に対する通知等(会法125、126参照)とほぼ同様の規定が置かれている。

5 【社債の譲渡・質入れ】

1. 社債の譲渡

(1) 社債券を発行する旨の定めのある社債の譲渡

① 譲渡の方法(会法687条)

当事者の意思表示と社債券の交付によって行う。

② 対抗要件

- ・無記名社債の場合、会社に対する対抗要件、第三者に対する対抗要件とも、社債券の占有移転(会法688③、民法86③、民法178)
- ・無記名社債以外の場合、会社に対する対抗要件は、社債原簿の名義書換(会法688①、②)、第三者に対する対抗要件は、社債券の占有移転

(2) それ以外の社債の譲渡

① 譲渡の方法

当事者の意思表示のみによって行うことができる。

② 対抗要件(会法688①)

会社、第三者に対する対抗要件とも、社債原簿の名義書換である。

(3) 社債原簿への記載等

① 社債権者の請求によるもの(会法691)

社債(無記名社債を除く)を、発行会社以外の者から取得した者(発行会社自身は除く)は、会社に対し、その社債についての社債原簿記載事項を社債原簿に記載し、または記録することを請求することができる。

この請求は、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合を除き、社債権者として社債原簿に記載・記録された者またはその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならない。

② 社債権者の請求によらないもの(会法690)

自己社債を取得した場合および自己社債を処分した場合(無記名社債の取得・処分を除く)は、会社は、その社債の社債権者についての社債原簿記載事項を社債原簿に記載・記録しなければならない。

2. 社債の質入れ

(1) 社債券を発行する旨の定めのある社債の質入れ

① 質入れの方法(会法692)

当事者の意思表示と社債券の交付によって行う。

② 対抗要件(会法693②)

会社、第三者に対する対抗要件とも、社債券を継続して占有することである。

(2) それ以外の社債の質入れ

① 質入れの方法

当事者の意思表示のみによって行うことができる。

② 対抗要件(会法693①)

会社、第三者に対する対抗要件とも、質権者の氏名・名称および住所を社債原簿に記載・記録することである。

(3) 社債原簿への記載等

① 社債券を発行する旨の定めのある社債以外の社債に質権を設定した者は、会社に対し、質権者の氏名・名称および住所ならびに質権の目的である社債を社債原簿に記載・記録することを請求することができる(会法694①)。

② 上記の記載・記録をした質権者は、会社に対し、社債原簿に記載・記録された事項を記載した書面の交付またはその事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる(会法695①)。

証券が発行されないので、社債権者の権利を証明する資料が必要となるからである。

3. 社債権者の権利

(1) 権利の内容(会法677①二、681一、697①三)

社債権者は、社債の期限が到来した時に償還を受け、また、発行時に定められた内容の利息の支払を受ける権利を有する。

償還の方法・期限、利息支払の方法・期限・利率等の社債の権利の内容は、募集社債の引受の申込みをしようとする者に通知され、社債券・社債原簿に記載される。

(2) 時 効(会法701)

社債の償還請求権は10年で時効消滅するのに対し、利息請求権は5年で時効消滅する。

⑥【社債管理者の設置】

1. 趣 旨

社債は、一般公衆に対する起債であり、社債権者が自己の利益を守るために個別に行動することは困難である。そこで、会社法は、社債権者が団体的行動をとれるように、社債管理者と社債権者集会を規定している。

2. 設 置(会法702、703)

会社は、社債を発行する場合には、社債管理者を定め、社債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の社債の管理を行うことを委託しなければならない。

ただし、各社債の金額が1億円以上である場合その他社債権者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合は、社債管理者を設置しなくてもよい。

なお、社債管理者になれるのは、銀行・信託会社またはこれらの準ずるものとして法務省令に定める者に限られる。

3. 社債管理者の権限

(1) 社債管理者は社債権者のために弁済を受け、または社債の実現を保全するのに必要な一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する(会法705①)。

(2) 社債管理者は、社債権者集会の決議に基づいて、社債の全部についてする支払の猶予、債務不履行によって生じる責任の免除または和解をする権限を有する(会法706①一)。

(3) 社債管理者は、社債権者集会の決議に基づいて、社債の全部についてする訴訟行為、破産、再生、更生、特別清算手続に属する行為をする権限を有する(会法706①二)。

ただし、社債の発行に際して、債権者集会の決議に基づかずに上記の行為をすることができると定めたときは、債権者集会の決議は不要である(会法706①但書)。なお、債権者集会の決議に基づかずに上記の行為を行ったときは、遅滞なく公告し、知れている社債権者に通知しなければならない(会法706②)。

(4) 社債管理者は上記の行為をするために必要があるときは、裁判所の許可を得て発行会社の業務・財産状況を調査することができる(会法705④、706④)。

(5) 社債権者集会を招集し(会法717②)、社債権者集会に出席して意見を述べ(会法729①)、その決議を執行する(会法737①)ことができる。

(6) 社債管理者には、社債権者集会の議事録の閲覧・謄写等の請求権がある(会法731③)。

(7) 会社法上、債権者保護手続が行われる場合は、社債管理者にも催告をしなければならず(会法740③)、社債管理者は、社債権者のために異議を述べることができる(会法740②)。

(8) 社債管理者は、社債発行会社の弁済等の取消しの訴えを提起できる(会法865①)。

(9) 社債管理者が複数ある場合は、その権限に属する行為を共同行使しなければならない(会法709①)。

4. 社債管理者の義務・責任

(1) 社債管理者の義務(会法704)

社債管理者と社債権者との間には契約関係はないが、社債管理会社は社債権者のために公平かつ誠実に社債の管理をし、社債権者に対して善良な管理者としての注意義務を負う。

(2) 特別代理人の選任(会法707)

社債権者と社債管理者との利益が相反する場合において、社債権者のために裁判上または裁判外の行為をする必要があるときは、裁判所は、社債権者集会の申立てにより、特別代理人を選任しなければならない。

(3) 社債管理者の責任

①原 則(会法710①)

社債管理者が、会社法や社債権者集会決議に違反する行為をし、これにより社債権者に損害を生じたときは、社債管理者は社債権者に対して連帯して損害賠償責任を負う。

②特別の責任(会法710②)

社債管理者は、社債発行会社が社債の償還もしくは利息の支払を怠り、もしくは社債発行会社について支払の停止があった後またはその前3ヶ月以内に、社債発行会社から担保の供与、弁済等を受けたときは、社債権者に対し、損害を賠償する責任を負う。ただし、社債管理者が誠実にすべき社債の管理を怠らなかったことまたは社債権者の損害が社債管理者の行為によって生じたものでないことを証明したときは、この限りでない。

5. 社債管理者の辞任・解任

(1) 辞 任(会法711①、会法714③④)

社債管理者は、社債発行会社および社債権者集会の同意を得て辞任することができる。これにより社債管理者がなくなるときは、あらかじめ事務を承継すべき社債管理会社を定めることを要する。

事務を承継すべき社債管理会社が定められたら、発行会社は遅滞なくそのことを公告し、知れたる社債権者には各別に通知することを要する。

社債管理者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て辞任できる場合がある。

(2) 解 任(会法713)

裁判所は正当の事由があるときは、社債発行会社または社債権者集会の請求により社債管理会社を解任することができる。

(3) 社債管理者の事務の承継(会法714①②③④)

資格の喪失、裁判所の許可による辞任、解任または解散により社債管理者がなくなり、かつ、他に社債管理者がないときは社債発行会社は、事務を承継する社債管理者を定め、社債権者のために、社債の管理を行うことを委託しなければならない。この場合においては、社債発行会社は社債権者集会の同意を得るため、遅滞なく、これを招集し、かつ、その同意を得ることができなかったときは、その同意に代わる裁判所の許可の申立てをしなければならない。

社債発行会社は、社債管理者がなくなった日から2ヶ月以内に、上記の招集または申立てをしなかったときは、その社債総額について期限の利益を喪失する。

また、やむを得ない事由があるときは、利害関係人は、裁判所に対し、事務を承継する社債管理者の選任の申立てをすることができる。

なお、上記の手続きにより事務を承継する社債管理者が決まったときは、債権者集会の同意を得た場合を除き、その旨を公告し、知れたる社債権者には各別に通知することを要する。

4【社債権者集会】

1. 意 義

社債権者集会とは、社債権者の利害に重大な関係がある事項について社債権者の総意を決定するために構成される集会である。

社債権者集会は、社債の種類ごとに社債権者集会を組織する(会法715)。

2. 権 限

社債権者集会は、この法律に規定する事項および社債権者の利害に関する事項について決議をすることができる(会法716)。

- (1) 社債管理者が行う重要行為についての承認(会法706①)
- (2) 特別代理人の選任の申立て(会法707)
- (3) 社債管理者の辞任に関する同意(会法711①)
- (4) 社債管理者の解任の申立て(会法713)
- (5) 社債管理者の事務承継者の選任に関する同意(会法714)
- (6) 発行会社の代表者の社債権者集会への出席請求(会法729②)
- (7) 代表社債権者の選任(会法736①)
- (8) 社債権者集会の決議執行者の選任(会法737①但書)
- (9) 代表社債権者・決議執行者の解任または委任事項の変更(会法738)
- (10) 社債発行会社が利息の支払い等を怠った場合の期限の利益の喪失通知(会法739)
- (11) 重要事項に関する債権者保護手続における異議(会法740①)

3. 社債権者集会の招集

(1) 招集時期

必要がある場合には、いつでも、招集することができる(会法717①)。

(2) 招集権者

①原 則(会法717②)

社債発行会社または社債管理者が招集する。

②社債権者による招集の請求(会法718)

ある種類の社債の総額(償還済みの額および社債発行会社が所有する社債の金額の合計額を除く)の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債発行会社または社債管理者に対し、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を示して、社債権者集会の招集を請求することができる。

上記の請求をした社債権者は、請求の後遅滞なく招集の手続が行われないうちおよび請求があった日から8週間以内の日を社債権者集会の日とする社債権者集会の招集の通知が発せられない場合には、裁判所の許可を得て、社債権者集会を招集することができる。

招集の請求または招集をしようとする無記名社債の社債権者は、その社債券を社債発行会社または社債管理者に提示しなければならない。

③社債権者集会の招集の決定(会法719)

社債権者集会を招集する者は、社債権者集会を招集する場合には、次の事項を定めなければならない。

- ・社債権者集会の日時および場所
- ・社債権者集会の目的である事項
- ・社債権者集会に出席しない社債権者が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- ・法務省令で定める事項

(3) 招集手続

①招集通知(会法720①②③)

社債権者集会を招集するには、招集者は、社債権者集会の日の2週間前までに、知れている社債権者および社債発行会社ならびに社債管理者がある場合にあっては社債管理者に対して、書面をもってその通知を発しなければならない。

政令で定めるところにより、通知を受けるべき者の承認を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

招集通知には、(2)③の事項を記載・記録しなければならない。

②公 告(会法720④)

社債発行会社が無記名式の社債券を発行している場合において、社債権者集会を招集するには、招集者は、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨、および(2)③に掲げる事項を公告しなければならない。

③社債権者集会参考書類および議決権行使書面の交付等(会法726、会法721①②③④)

社債権者集会では、書面による議決権行使が保障されているので、招集通知の際に、社債権者集会参考書類および議決権行使書面の交付しなければならない。電磁的方法による招集通知を承諾した社債権者に対しては、電磁的方法により提供することができる。

また、社債権者集会の1週間前までに無記名社債権者から請求があったときも、社債権者集会参考書類および議決権行使書面の交付しなければならない。この場合も、無記名社債権者の承諾があれば、電磁的方法により提供することができる。

④電磁的方法による議決権行使ができる場合の参考書類等の提供(会法722①②)

招集者は、電磁的方法による議決権行使ができることを定めた場合には、軍磁的方法による招集通知を承諾した社債権者に対する電磁的方法による通知に際して、法務省令で定めるところにより、社債権者に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

招集者は、電磁的方法による議決権行使ができることを定めた場合において、電磁的方法による招集通知を承諾をしていない社債権者から社債権者集会の日の1週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があったときは、法務省令で定めるところにより、直ちに、当該社債権者に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

※ 社債権者集会では、書面による議決権行使が保障されている(会法726条)。

4. 社債権者集会の決議

(1) 議決権の額(会法723②③)

- ①社債権者は、社債権者集会において、その有する当該種類の社債の金額の合計額(償還済みの額を除く)に応じて、議決権を有する。
- ②社債発行会社は、その有する自己の社債については、議決権を有しない。
- ③議決権を行使しようとする無記名社債の社債権者は、社債権者集会の日の1週間前までに、その社債券を招集者に提示しなければならない。

(2) 決議の可決

①原則(会法724①)

社債権者集会において決議をする事項を可決するには、出席した議決権者(議決権を行使することができる社債権者をいう)の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意がなければならない。

②特別決議(会法724②)

社債権者集会において次に掲げる事項を可決するには、議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。

- ・706条1項各号に掲げる行為に関する事項
- ・社債管理者が行う重要行為(会法706①各号に掲げる行為)の承認
- ・代表社債権者の選任(会法736①)
- ・決議執行者の選任(会法737①但書)
- ・代表社債権者・決議執行者の解任または委任事項の変更(会法738)

③社債権者集会は、集会の目的である事項として定めた事項(会法719二)以外の事項については、決議をすることができない(会法724③)。

ただし、延会および続行の決議は、可能である(会法730)。

(3) 議決権の行使方法

代理人による議決権行使(会法725)および書面による議決権行使(会法726)が保障されており、また、電磁的方法による議決権行使(会法727)および議決権の不統一行使(会法728)が認められている。

(4) 決議の効力

①裁判所の認可(会法734①②)

社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。これは、決議の手續および内容に裁判所が後見的に介入し、社債権者を保護するためである。

社債権者集会の決議は、当該種類の社債を有するすべての社債権者に対してその効力を有する。

②認可の申立て(会法732)

社債権者集会の決議があったときは、招集者は、当該決議があった日から1週間以内に、裁判所に対し、当該決議の認可の申立てをしなければならない。

③不認可(会法733)

裁判所は、次のいずれかに該当する場合には、社債権者集会の決議の認可をすることができない。

- ・社債権者集会の招集の手續またはその決議の方法が法令または募集のための社債発行会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料に記載され、もしくは記録された事項に違反するとき。
- ・決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。
- ・決議が著しく不公正であるとき。
- ・決議が社債権者の一般の利益に反するとき。

④決議の認可・不認可の公告(会法735)

社債発行会社は、社債権者集会の決議の認可または不認可の決定があった場合には、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

⑤決議の執行(会法736①③、会法737①、会法738)

社債権者集会の決議によって、当該種類の社債の総額(償還済みの額を除く)の1000分の1以上に当たる社債を有する社債権者の中から、1人または2人以上の代表社債権者を遇任し、これに社債権者集会において決議をする事項についての決定を委任することができる。

- ・なお、代表社債権者が2人以上ある場合において、社債権者集会において別段の定めを行わなかったときは、委任事項についての決定は、その過半数をもって行う。
- ・社債権者集会の決議は、社債管理者または代表社債権者(社債管理者があるときを除く)が執行する。ただし、社債権者集会の決議によって別に社債権者集会の決議を執行する者を定めたときは、その者が執行する。
- ・社債権者集会は、その決議によって、いつでも、代表社債権者もしくは決議執行者を解任し、またはこれらの者に委任した事項を変更することができる